

資 料

資料1 事故等の報告に基づく行政指導と主な改善報告の内容

資料 1 事故等の報告に基づく行政指導と主な改善報告

担当局	発出先	発出者	通 知	指導内容	報 告	主な改善報告内容
北陸信越運輸局	北志賀藤田観光株式会社 代表取締役	鉄道部長	H21. 8. 28	索道運転事故の防止については、機会あることに注意を喚起してきたところであるが、平成21年2月21日、貴社、小丸山スキー場の小丸山第7スキーリフトにおいて、支えい索が脱索したことにより、3名の乗客が負傷する搬器落下事故が発生したことは誠に遺憾である。当該事故の再発防止対策等については、「小丸山第7スキーリフト事故調査検討会」において、提言があったところである。 については、下記事項について、速やかに対策を行うとともに、講じた具体的措置について文書で報告されたい。 記 1. 握索装置の型式が、工事計画のものから変更されていたにもかかわらず、所定の手続きがとられていないことを確認した。このことについては、事故原因との因果関係は認められないものの、手続き未了については省令に違反していることから、速やかに鉄道事業法第38条において準用する同法第12条の手続きを行うこと。 2. 一部の受索装置において、脱索検出装置が取り付けられていないことを確認したので、適切に同検出装置を取り付けること。 3. 支えい索が、当該事故により損傷を受けているおそれがあることから、損傷状態について確実に点検を行うとともに、必要に応じ措置を行うこと。 4. 緊張設備の重錘において、補助ブロックの数量が工事計画と相違していたので、工事計画どおりの数量とすること。 5. 従業員に対し、乗客の乗り損ね等により搬器に大きな振れが生じた場合は、速やかに運転を停止する等の運転取扱について再徹底するとともに、運転中の搬器の状況について、監視の強化を行うこと。 6. 全社的に安全確保が確実に行われるよう、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の再構築を図ること。	H21. 12. 21	1. 握索装置の変更認可申請をH21. 9. 17に行った。(H21. 10. 1認可) 2. 一部取り付けられていなかった脱索検出装置を取付。(H21. 11. 21取付完了) 3. 支えい索の交換工事を実施した。(H21. 11. 17完了) 4. 緊張重錘装置の補助ブロックを工事計画どおり設置した。(H21. 9. 14設置) 5. 全従業員に対し運転取扱教育を実施した。(H21. 12. 10) 6. 経営トップからすべての従業員が、安全が第一であるとの共有した認識がもてるように社内体制の見直し再確認を行う。 また、第1回安全ミーティングを実施した。(H21. 12. 10) 引き続き、シーズン中毎週実施する。

担当局	発出先	発出者	通 知	指 導 内 容	報 告	主 な 改 善 報 告 内 容
北陸信越 運輸局	株式会社 あららぎ 代表取締役	鉄道部長	H21. 12. 18	索道の運転事故の防止については、機会あるごとに注意を喚起してきたところであるが、年末年始の輸送安全総点検中の平成21年12月18日、貴社、あららぎ高原スキー場のあららぎ第1クワッドリフトにおいて、搬器衝突事故が発生した。この事故において幸いにも死傷者の発生はなかったが、このような事故は、乗客等が死傷するおそれがあり、誠に遺憾である。 よって、今回の事故について早急に原因究明を行い、再発防止対策を講じるよう厳重に警告する。 なお、事故原因及び講じた措置等については、速やかに文書をもって報告されたい。	H22. 1. 13	1. 搬器取付作業の見直し 搬器取付作業を行う際の作業手順を作成し、作業時の確認を複数人で行うこととする。とともに、作業確認チェック表を作成し、確認者が記録する。 2. 握索機ロックナットの緩みに対する対応 始業点検時に外観状態を確認するため、スプリングケースとロックナットに合いマークを見やすい箇所に付け、目視による確認を実施する。 3. 従業員教育の実施 上記1及び2の事項を徹底するため従業員教育を実施した。
北陸信越 運輸局	株式会社 スノーエ リアマネ ジメント 白山 代表取締 役	鉄道部長	H22. 2. 11	索道の運転事故の防止については、機会あるごとに注意を喚起してきたところであるが、平成22年2月11日、貴社経営の白山瀬女高原スキー場高速ペアリフトにおいて、搬器落下事故が発生した。この事故において幸いにも死傷者はなかったが、ともすれば重大な事態に発展する可能性が極めて大きく、誠に遺憾である。 よって、今回の事故について早急に原因究明を行い、これらの再発防止対策を講じるよう厳重に警告する。 なお、事故原因及び講じた措置等については、速やかに文書をもって報告されたい。	H22. 8. 11	1. 1月検査において、握索異常検出装置の点検・記録方法を改善し、管理を強化する。 2. 異常気象時の取扱いを見直し運転取扱細則を変更する。 3. 保安装置が作動した場合の確認作業・連絡・指示体制について、再教育し徹底する。 4. 非常事態発生時の通報体制を見直し、教育・訓練を実施する。 5. 技術管理部門の増員により、社内安全管理体制の強化を図る。 6. ワイヤロープ等の損傷設備の交換・整備及びその他搬器の再確認を行う。